

保護者の皆様へ

インフルエンザにかかったら、学校保健安全法第19条に基づき「出席停止」になります。感染力が強く、急激に症状が進みますので、注意が必要です。また、平成24年度よりインフルエンザの出席停止期間の基準が、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行により、「**発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで**」になりました。この条件を満たすまで出席停止となります。下記に早見表を載せていますので参考にご覧下さい。

集団発生を防ぐためにも、以下の対応をしていただくよう、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

【インフルエンザ時における対応】

1. 病院に行きインフルエンザと診断されたら、学校へ連絡してください。
2. インフルエンザに限り、処方箋のコピーやお薬説明書等を登校時に学校へ提出して下さい。

経過	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
日付記入	/ 曜日	/ 曜日	/ 曜日	/ 曜日	/ 曜日	/ 曜日	/ 曜日	/ 曜日	/ 曜日
発症後 1日目に解熱 (6日間療養)	発熱 出席停止	解熱 →	解熱後 1日目 →	解熱後 2日目 →	→	→	登校可能		
発症後 2日目に解熱 (6日間療養)	発熱 出席停止	発熱 →	解熱 →	解熱後 1日目 →	解熱後 2日目 →	→	登校可能		
発症後 3日目に解熱 (6日間療養)	発熱 出席停止	発熱 →	発熱 →	解熱 →	解熱後 1日目 →	解熱後 2日目 →	登校可能		
発症後 4日目に解熱 (7日間療養)	発熱 出席停止	発熱 →	発熱 →	発熱 →	解熱 →	解熱後 1日目 →	解熱後 2日目 →	登校可能	
発症後 5日目に解熱 (8日間療養)	発熱 出席停止	発熱 →	発熱 →	発熱 →	発熱 →	解熱 →	解熱後 1日目 →	解熱後 2日目 →	登校可能

【同居家族や友人がインフルエンザに罹患した場合の欠席の取り扱い】

生徒本人に症状がなければ出席停止扱いにはなりません。詳細は以下をご確認ください。

1. 生徒本人に症状がなく、念のため欠席する場合は届け出の欠席となる。
2. 家族に症状があり検査を受け、結果が出るまで自宅待機した場合
 - ①インフルエンザに罹患していることが判明した日までは出席停止
 - ②判明した翌日以降は届け出の欠席
3. インフルエンザとコロナ同時罹患の場合はコロナ対応に準ずる。

新型コロナウイルス感染症は「2類に相当する」扱いとなっており、インフルエンザは5類であるため、扱いが異なることをご承知おきください。